

瀬戸市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第25号

瀬戸市消防団条例の一部を改正する条例

瀬戸市消防団条例（昭和42年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定員) 第4条 団員の定員は、 <u>284人</u> とする。	(定員) 第4条 団員の定員は、 <u>268人</u> とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。